



2015年9/25 本会議 戸田の一般質問草稿（傍聴者配布用）

（制限時間 20 分に合わせてしゃべります！）

13番、無所属・「革命21」の戸田です。答弁は全て西暦併記で願います。

この喪服は、私の長年の支持者で、3月16日月曜深夜に、小路町の自宅文化住宅前で、何者かにバット状のもので右側頭部を強打されて瀕死の重傷を負ったとしか思えない、徳之島出身の森山武志さんが、去る9月14日月曜日に、市役所そばの正幸会病院で亡くなった事への追悼の意を示すものであります。

自宅前道路に仰向けに倒れていて、耳たぶにも顔面にも頭部にも、擦過傷が全く無く、かつ、右頭蓋骨と脳に受けた衝撃の重大さからして、担当医が言ったように、自分で転んだためではなく、「表面が滑らかな円筒形の物体で打撃された襲撃事件」としか思えない事案です。

しかし、門真警察が報道機関に何も伝えなかったために、全く事件報道されず、もうすぐ67才を迎えたはずの門真市民が、原因不明扱いで、死を迎えてしまいました。

どんなにか無念であったろうと思います。森山さんの冥福を祈りつつ、質問に入ります。

・・・1分11秒・・・累計 1分11秒・・・

<項目1；門真警察の仕事ぶり検証無しの「安全安心の行政」について>

「自分のまちの警察」がDV被害者の保護願いを門前払いして殺人被害を出していたり、警官が強盗殺人をしていたりした場合、そういう警察の実態を考慮外に置いて「安全安心のまちづくり」を論ずる事は、全く無意味であり、有害であるとさえ言えます。

門真警察では、そんな例は挙がっていないものの、ひき逃げ車両の塗料片等の証拠の固まりであるはずの被害者の自転車の受け取りを拒否して、私がHPや議会質問で大々的に取り上げた2008年の事例や、今回の森山さん事件の例、最近私に被害者市民から相談があった、地下鉄門真南駅での殴打事件の例などから見ると、事件捜査の能力や、やる気に疑問を感じざるを得ない面が見受けられます。

森山さん事件で言えば、門真警察は、「原因不明で市民が死亡や重傷を負った事例の数」でさえ、市長名で尋ねても、教えようとしません。

また、発見現場近所の住民が、救急車通報のつい3時間ほど前に、その方の家のそばでへたり込んでいた森山さんを見ていた事を、知らずにいました。

これは、私がつい先日、現場を訪れた時に、その方と偶然に話をして分かった事で、門真警察に伝達しましたが、事件捜査の浅さが、改めて浮かび上がりました。

・・・累計 2分36秒・・・残り17分24秒

門真南駅殴打事件は、男性がエレベーター内で殴られて、後遺症もある事件ですが、門真警察は、まもとに捜査してくれないようです。

犯人の同行仲間が、事件直前に、駅の自転車置き場の月極め契約を更新したような行動を取っているし、犯行がエレベーター前の監視カメラで撮影された映像があるのに、「いちいち調べきれない」とか、「画像不鮮明で無理」とか言って腰を上げようとしな、と被害者市民が訴えています。

そういう「門真警察の実態」を踏まえて、以下に質問します。

Q1：ここ2～3年、「警察に関する苦情や相談」は、市にどれくらい、どのような内容で寄せられているか？

Q2：それを受けて、市は門真警察に何か働きかけているか？

Q3：市が「安全安心の行政」とか「安全安心のまちづくり」と言う場合、これまでは、

- ・「我がまちの警察」がその職責を十分に果たしているかを点検検証する視点や、
- ・行政にとって必要と思われる情報を門真警察にちゃんと出してもらおうようにしたり、忌憚無く意見を出したり

する視点が欠落していた、
と認めざるを得ないはずだが、どうか？

Q4：今後は、

- 1) 「我がまちの警察」の捜査能力や市民対応、事件への対応がどうなっているかについて、常に強い関心を寄せておく、
- 2) 市民から警察に関する苦情相談があれば、警察にも通報して積極的に改善解決を図る、
- 3) 年に2～3回は定期的に門真警察との意見交換会を持ち、その内容を議事録も作って公表する、
- 4) ひき逃げ事件や、事故・犯罪・原因不明を問わず重いケガや死亡の「受傷事案」や、詐欺事件などについても、発生件数や検挙率を警察に定期的に問い合わせ公表してもらおうようにする、
- 5) 「警察対応の所管部署」を定める、

などの諸点が必要だと思うが、どうか？

・・・累計 4分27秒・・・残り15分33秒

さて、私が喪服で登壇した理由の2番目は、安倍自公政権とその与党および次世代等の追従者達によって、立憲主義と国会民主主義が殺されてしまった事への強い怒りの表現です。

憲法違反が明らかな、「米軍戦争への積極加担」の「戦争法案」が、9月19日土曜日の午前2時に参院本会議で可決され、成立した事にされてしまいました。

しかし、本会議採決の前提として、「9/17の参院特別委員会で可決された」と与党やマスコミが認定しているわけですが、実際には、現場で委員長からの発言が全く聞こえておらず、かつまた、特別委員会に所属しない与党議員と国会議員ですらない秘書らが挙げて委員長席周辺に押し寄せ、野党を暴力で排除して事を進めたという、「部外者乱入による、特別委員会の違法な蹂躪」がなされ、「特別委員会での採決」自体は不存在である、という酷さです。

・・・累計 5分27秒・・・残り14分33秒

これは、戦争利潤を追求して止まないアメリカの軍産複合体に追従する事に自分の利益を感じる、日本の支配勢力が、長年に渡って日本国憲法への攻撃を続けてきた結果でもあるわけですが、平和憲法作成の大功労者たる幣原喜重郎首相を生み出した、この門真市においては、それに追従することなく、逆に、門真市民の誇りにかけて、幣原喜重郎の偉大な業績を積極的に自覚し、継承していくべきである、と考えます。

氏の偉業に敬意を払って立憲主義を守り、憲法9条を護持する事について、他ならぬこの門真市においては、自民党の市長であれ自公の議員であれ、みなが同意できるはずだ、と私は確信しており、その見地から、

<項目2；日本人自らの戦争検証をも実行した「門真の偉人」幣原喜重郎の業績の啓発継承について
>

の質問を、以下のように行なうものです。

・・・累計 6分25秒・・・残り13分35秒

Q1：「門真の偉人＝幣原喜重郎（しではら きじゅうろう）」と言えば、降伏直後の総理大臣で、「戦争放棄」の強い情熱を持って平和憲法作成にあたった人として有名だが、

実はそれだけでなく、敗戦直後に、日本人自身の手で戦争の原因と実相を調べるための調査会＝「大東亜戦争調査会」というものを設置した人でもあった。

それについて、私が9/16文教委、所管事項質問で取り上げたが、幣原喜重郎氏のそれらの業績について、市が現在認識しているところを、少し詳しく目に述べてもらいたい。

Q 2 : 幣原喜重郎の業績の啓発継承を市が積極的に行なう事が、門真の市民や子ども達に誇りを生み、「門真市を愛する気持ち」をより育み、門真市の品格と魅力向上にも寄与するし、「立憲主義の民主主義国家の主権者」としての自覚の発揚にも寄与する、と私は確信しており、自民党の園部市長もきっと同じ認識を持っていると思うが、どうか？

Q 3 : 早期に、新たに認識された業績の紹介を中心とした講演会などの啓発企画が出来るよう、園部市長の気持ちを示してもらいたいがどうか？

せめて年に1回は、幣原喜重郎に関連する市民向け行事、例えば「幣原喜重郎平和フェスタ」とか「幣原喜重郎平和憲法祭り」とか、「幣原喜重郎の業績展示講演会」などをやったり、「平和憲法制定首相のまち＝門真市」を「門真市の魅力」として打ち出したりする事が良いと思うが、園部市長はどう考えるか？

・・・累計 8分00秒・・・残り12分00秒

~~~~~  
次に、

<項目3；共産党や右翼などの「2010年3月にトポスを市が買うべきだった」論の間違いについて>  
です。

この質問では、市のやり方を非難している共産党議員団と緑風クラブの吉水議員と右翼、そして監査請求や提訴をした市民であり、かつこの間、市のゴミ収集業務をしている会社の社長で、市議選にも出た竹内さんを、一括して「非難派」と呼びますが、彼らの非難が、不合理なイチャモン付けで市民への印象操作を図るものである事を、明白にしていけます。

まず、【1：公拡法（「公有地の拡大の推進に関する法律」）について】です。

非難派が、「市は公拡法を使ってトポスの土地建物を買うべきだった」、と言い立てているので、以下に質問します。

・・・累計 8分49秒・・・残り11分11秒

Q 1 : 公拡法の目的や制定時期、購入申し入れ対象に建物は含まれていない事、などを説明して下さい。  
「行政の取得によって迷惑施設などの建設を阻止する」事も可能なように思えるがどうか。

Q 2 : 公拡法による購入申し入れは、物件所有者に強制力を持たないし、所有者は行政の購入申し入れを「尊重する義務」も負わないはずだが、どうか？

また、なぜそのような規定になっているのか？ 詳しく説明して下さい。

Q 3 : 公拡法による購入申し入れをしたこと自体や希望金額については、どのように、どの程度公表されるのか？  
その自治体の議員に対してはどうか？  
公表されない部分はどこで、その理由や法的根拠は何か？

Q 4 : 「強制力無し」・「公表は限定的」とすれば、所有者に対してどのような仕組みで影響を与えうるのか？

・・・累計 9分40秒・・・残り10分20秒

Q 5 : 公拡法は、「市民の落札結果を後で行政が知って、後出しジャンケンのような形で購入希望を出す」という構造を持つが、それは、所有者への購入申し入れ期間が、大きな金額の割には非常に短期間である事と何か関係がありそうだが、どうか？

Q 6 : そもそも公拡法を使って土地購入希望を申し入れる事自体が、非常に稀なはずだが、全国的に、大阪府内的に、門真市的に、どういう実態で、どういう物件を対象としているか？

大阪府内や門真市の事例について、紹介されたい。

Q7：2010年3月2日にダイエーから大阪府に出された「公拡法に基づく届け出」は、ダイエーが門真市に対して「よかったらこの土地建物を買いませんか?」、と呼びかけたり、意向打診したりしたもので、決してなく、単に、「この土地建物を入札にかけた結果、こういう落札になりました」という届出だったのではないかと、非難派は、「門真市に買い取り打診があったが、門真市がそれを不当に無視した」かのような印象操作宣伝をしているので、この点をはっきりさせてもらいたい。

Q8：2010年3月2日段階のトポスの土地建物は、「単純な形式論で言っても、買取り検討する対象になりえない物件」だったはずだが、どうか?

・・・累計 10分57秒・・・残り9分03秒  
~~~~~

次に、

【2：行政が土地を買う場合の原則との関係について】です。

Q1：「行政が土地を買うのは更地になった状態で買うのが原則」であるはずだが、そうなっている理由は何か? 建物が存在する状態で買う場合は、どういう場合か? 門真市の、ここ20年ほどの例ではどうか?

Q2：2010年3/2段階では、トポスの建物が建っているのみならず、その中でまだ営業している店舗もあり、「行政による購入は絶対にあり得ない、検討以前の物件」であるはずだが、どうか?

Q3：行政が土地を購入する時には、「必要面積よりもずっと広いが、一体の土地なので不要部分も含めてとりあえず買って置く」などは、決してしてはならないはずだが、どうか? こんな買い方をしたら、「公費の不当支出」として提訴されて、敗訴必至のはずだが、どうか?

・・・累計 11分50秒・・・残り8分10秒

Q4：トポス敷地は、新体育館に必要な面積の約2倍もあり、不要部分の土地の用途が全く無い以上、こういう土地を市が購入する事はおよそ許されないはずだが、どうか? 「安い価格だから買えばいい」とか、「不要な部分は売りに出せば、市の利益になるじゃないか」、などという感覚の人に対して、市の反論はどうか?

Q5：また、「2010年3月にトポスの土地建物を買っていたら」、市は「6中用地を所有している他に、新たに用途不明な広い土地も持つ」事になり、2重3重に無駄を抱えてしまったはずであるが、どうか? 非難派はこの件を全く触れていないはずだが、どうか?

Q6：土地面積の不要さの事からしても、2010年3/2段階の門真市にとって、トポス敷地は「購入を検討する事自体が論外な物件」であるはずだが、どうか?

・・・累計 12分50秒・・・残り7分10秒
~~~~~

次に、

【3：「建物補償費」について】です。

Q1：29億円とか30億円とか言われるこのお金は、どういう性格趣旨のものか?

Q2：毎日新聞の2013年11/1報道が出る前は、共産党の福田議員も、議会で「建物補償の30億円という金額自体は、相場の金額である」と認めた発言をしていたはずだが、どうか?

Q3：この建物補償費は、所有者がダイエーであれ光亜興産であれ、建物が古くても新しくても、一定の算定基準に基づいて同じ金額になるのではないかと、「老朽で資産価値が無いから安くしろ」とか、「市と共同で事業をしている企業だから安くしろ」、とかする事は出来ないし、許されないのではないかと?

Q4：「トポス建物補償費 29 億円」について、丸々市費負担であって、ゆえに高額な浪費であるかのような非難宣伝がされてきたが、実際は市費負担は遙かに少ないはずだが、どうか？

・・・累計 13分55秒・・・残り6分05秒

Q5：共産党などは盛んに「29 億円も払って1坪の土地も得ず！」との非難宣伝を続けてきたが、建物補償費を出す事と土地を得る事は、全然違うジャンルの話ではないか？

いわば、「肉屋に行って沢山カネを使ったのに、1本のネギも得ていない！」、と非難するようなものではないか？

逆に、建物補償費を出す事で土地を入手していたら、違法行為に当たるのではないか？

Q6：実際には「トポス建物補償費 29 億円支払い」も組み込まれた一連の土地交換・再開発によって、市は新たに道路用地などの公共用地を獲得し、新体育館周辺地域の利便性とグレードをアップさせたはずだが、どうか？

「建物補償費 29 億円」を決めた時点で、既に、こういう道路用地の発生に関係している事は、少なくとも議員には明らかになっていたはずで、共産党のこうした宣伝は、意図的な事実歪曲による誹謗中傷ではないか？

・・・累計 14分55秒・・・残り5分05秒

~~~~~

次に、

【4：「現状より安価な方法があるのか」について】です。

Q1：非難派は、「2010年3月にトポスの土地建物を15億円くらいで買っていたら市費の浪費は無かった」、と宣伝し続けているが、実際には、もし買っていたら、かえって市費負担がずっと大きくなった事を説明されたい。

Q2：特定の施設建設について「市の手法は税金浪費だ！」と非難するのであれば、「より安上がりな手法」を示して批判するのが当然のはずだが、

非難派は「光亜興産が9億円儲けたのはけしからん。市費の浪費だ」、と非難はするが、「光亜興産に儲けさせないで、現状よりも安い市費で体育館を作る手法」を提出する事が、全然出来ていないのではないか？

それは、示す事が不可能のため、つまり市の現状手法以上に安く建設できる手法が存在しないためであり、そうした非難の仕方は、悪質な誹謗中傷ではないか？

「光亜興産が儲けた」としても、それはいろんな関係のある民間同士の取引の結果論であって、市や市民に損害を与えるものでない限り、市が非難される謂われは無いのではないか？

実際、今回の手法は、市民に待ち望まれる新体育館を、最適な場所に、新たな道路用地の取得も含めて、これよりも安上がりな手法は誰も提起出来ていない、妥当な費用で建設するというものだが、どうか？

・・・累計 16分00秒・・・残り4分00秒

~~~~~

次に、

【5：最適な土地利用配置になった事について】です。

Q1：非難派は、現状の土地利用について、「デコボコなまちづくりだ」とか

「新体育館の位置とUR所有地の位置が入れ替わったのはおかしい」、とか言うが、現状の土地利用配置は最も理想的なものになっているのではないか？

つまり、

1) 旧6中グラウンドが光亜興産所有地になったので、当分の間市民用グラウンドとして使用できる。

2) 近い将来の、市役所新庁舎建設に最も適した、6中グラウンドの南側に、土地が確保出来ている。

3) 新体育館用地が旧トポスの南半分になったので、建設工事にあって、最も住民影響が少なく、完成後の

周囲への騒音や、車の出入りの影響が最も少ない位置になった。

4) UR 所有地が旧トポスの北半分になったので、既存の住宅地につながって新たな住宅地が出来、新旧住民の交流が自然に出来る位置になった。

というようなメリットが生まれたのではないかな？

Q 2 : このような土地利用配置は、何か市民に不利益をもたらすものか？  
逆に最も市民に利益をもたらす配置として評価されるべき事ではないか？

・・・累計 17分20秒・・・残り2分40秒

~~~~~

最後、

【6: URの問題について】です。

Q 1 : 共産党は、「UR が土地を転売して利益を得たのはけしからん」、と言うが、
良質な住宅が出来るのであれば、市や市民にとって何の不利益も無いのではないかな？
良質な住宅地になる事について、市として安心できる材料があるはずだが、どうか？

Q 2 : 「転売利益」について、「UR のあり方としていかがなものか」という問題の立て方はあるかもしれないが、
市や市民に何か不利益を与えた事では全く無く、「市政の問題」とは次元の異なる問題だと思うが、どうか？

これで1回めの質問を終わりますが、共産党議員団や吉水議員と右翼、そして竹内社長らによる、「一般市民にはもっともらしく聞こえる非難」が、実は不合理なイチャモン付けで市民への印象操作を図るものに過ぎない事が、明白になったはず。 詳細な答弁を求めます。

・・・累計 18分10秒・・・残り1分50秒

※ここまでを「18分20秒」で終えること！

~~~~~

< 再 質 問 >

・・・所用 1分40秒

警察に対する行政のスタンスや、幣原喜重郎の業績評価の件で、認識の深まりと前進があった事を評価します。

また、トポス問題については、非難派の主張は、営業店舗が存在している巨大な建物と、広大な不要部分を含む土地を買い取るという、行政としてやってはならない事を、門真市にやれと言うに等しい言いがかりでしかない事が、鮮明になりました。

「もし買い取っていたら、6中グラウンドも含めた広大な土地を市が抱える、という無駄になっていた事」、  
「今の手法よりも安く出来る手法を全く提起出来ないのに、非難している事」が鮮明になったのも重大な事です。

問題は、なぜこんなデタラメな非難を、共産党と吉水議員と右翼と竹内社長が声をそろえて言い続けるのか、という事であり、これをネタにして、門真市の右翼と東大阪の右翼が結託して、大勢の右翼が門真市行政に執拗に介入し続けて、市民に恐怖感を与えてきたのに、それを共産党議員も吉水議員も全く問題にしない、という事です。

ちなみに、門真市共産党議員団は、「戸田議員からの公開質問には、永久絶対的に回答しない」、という、公人としてあるまじき対応を、2014年7月から続けていますが、私から名誉毀損賠償請求を提訴され、少なくとも福田議員は、11月あたりの法廷に出て、証言しないといけない状況になっています。

亀井議員の法廷への呼び出しも可能性があり、門真市共産党のハレンチな体質が法廷でも暴かれていく事を指摘して、私の質問を終わります。

ご清聴、ありがとうございました。

・・・・・・1分40秒

~~~~~

※ 「議会質問」は、「分からない事を聞く」ことではなく、行政当局に認識を深めさせたり、施策を改善させたり、実行約束をさせたりするための、「追及行動」であり、職員・議員・市民への啓発を兼ねる場合もあります。
いったん「議会答弁」された事は、「市の正式見解であり、議員と市民に対する実行約束」となります。

※ 従って、議会本番以前に、追及議員と当局者との「すり合わせ協議」と言う名の「攻めぎ合い」があり、それぞれに質問メモや答弁案を出し合って攻防します。

※ 議会本番での質問・答弁は、(ほとんどの場合は)既に完成させ、お互いに了解した原稿の読み合いですが、それは「永久保存する正式の公開記録として議事録に刻む」事に、大きな意義があるのです。

※ (日常会話での「一問一答形式」ではなく)「一括質問と一括答弁」というおかしな形式で、しかも門真市議会は「再質問は1回だけ」というおかしな制限をしているので、当局は不誠実な答弁をしても簡単に逃げ切れる、という有利さも持っています。

★市当局の答弁の方は、戸田HPの「ちょいマジ掲示板」にまずは掲載されます。
門真市議会HPに議会議事録が載るのは、議会終了後2ヶ月半～3ヶ月経ってからのです。

★今は、「門真市議会HP」に「本会議の動画」が本会議実施後10日ほどでアップされるようになったので、そちらもぜひ見て下さい。

門真市HP <http://www.city.kadoma.osaka.jp/>

↓↓↓ ↓↓↓

↓↓↓ 門真市議会HP <http://www.city.kadoma.osaka.jp/shigikai/>

↓↓↓ ↓↓↓

市議会動画コーナー <http://www.kensakusystem.jp/kadoma-vod/index.html>